

**小児慢性特定疾患医療
給付継続申請の受付開始**

対象 現在受給者証をお持ちで、引続き治療が必要な20歳未満のかた

期間 6月15日(火)まで(土・日曜日、祝日は除く)

場所 各県保健所

必要書類 申請書、医療意見書、生計中心者の所得税関係証明書など

※不明な点は事前にお問合せをお願いします。

問合せ 本庄保健所

☎0495・22・6481

埼玉県健康づくり支援課

☎048・830・3561

**企業内保育所設置
整備補助金について**

対象 県内において、企業内保育所を設置する法人など

補助費 上限500万円

申込み 5月31日(月)(必着)

※事前に県子育て支援課へ電話で相談の上、整備提案書を郵送又は直接、同課へ持参

問合せ 県子育て支援課

☎048・830・3328

募 集

税務職員(三種)募集

国税局や税務署において、国税に関する調査や指導などの事務を行う税務職員の採用試験を次のとおり実施します。

受験資格 平成元年4月2日(平成5年4月1日生まれの方)

試験の程度 高等学校卒業程度

受付期間 6月22日(火)～29日(火) ※土・日曜日は除く

受付 人事院関東事務局(さいたま新都心合同庁舎1号館)

試験日

第1次試験 9月5日

第2次試験 10月14日～21日までの間の指定する1日

申込書の請求 本庄税務署、関東信越国税局、人事院関東事務局(配布開始は5月10日)

問合せ

関東信越国税局(人事第二課)

☎048・600・3111

愛犬のしつけ方教室

犬に関する法令や適正な飼育方を学び、家族の一員として暮らせるように犬のしつけ方教室を開催します。

講習参加者は1回目のみ、実技参加者は全5回の参加。

定員 30人(実技参加者8人)

※実技参加者は、生後6か月～1歳未満の犬と飼い主対象。

参加費 無料(実技希望者は傷害保険加入になります)

日時 5月18日(火)、21日(金)、25日(火)、6月1日(火)、8日(火)の全5回

午後1時30分～3時30分

場所 本庄保健所

申込み・問合せ 本庄保健所

☎0495・22・6481

神川げんきプラザ

WAKUWAKU体験

ほたるの夕べ

日時 6月19日(土) 午後1時～6月20日(日) 午後2時

内容 ほたるの観賞、野外料理、クラフト、農業体験など

対象 小中学生と保護者

定員 50人(抽選)

費用 1人3,500円程度

受付 5月9日(日)まで

問合せ 県立神川げんきプラザ

☎0495・77・3442

FAX 0495・77・4907

町の文化財

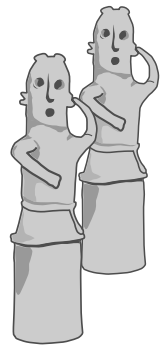
文化財展示室を見る⑬

― 土器 (四) ―

縄文・弥生時代の土器は地域性が強いものでしたが、古墳時代から平安時代の土器である土師器や須恵器は、多少の地域性はありませんが、同じような形やつくり方の土器が本州から九州まで広く分布するようになっています。

このことは文化的な交流が盛んになったことを意味していますが、その一方で政治的な統一が押し進められたことを示唆しています。しかし集落から出土する須恵器は西日本に多く、東日本では土師器が主体です。奈良時代の土器には、中道遺跡第10地点から出土した土師器・蓋・鉢・鉢、須恵器・蓋があります。隣の古墳時代の土器と比べると、粘土は緻密で薄手になります。

坏は体部と口縁部の境にあった稜がなくなり、底部は丸底か



ら平底へと変化します。須恵器は平底で体部が開いて立ち上がるようになり、高台のあるものもあります。土師器には須恵器のような平底はなく、全体的に丸みのあるものが主体です。

蓋は坏のものとされます。中央のつまみは、環状や擬宝珠状の形をしています。写真の土師器の蓋は、方形のつまみに孔がある珍しいものです。孔に紐などを通していただけます。口径は一三・六cmです。



問合せ 生涯学習課文化財担当
0495・77・2559

ねんきんだより

20歳から60歳まで みんなが加入します！ 国民年金

国民年金は、老後を迎えたときの所得保障の柱として、全員が年金を受けられるようにつくられた公的年金制度です。

生活の基礎となる年金であるために「基礎年金」ともいいます。

この国民年金は、国籍・職業を問わず、日本に住む20歳から60歳までの人は全員が加入することになっており、職業などによって、加入者は次の3種類にわかれます。

第1号被保険者

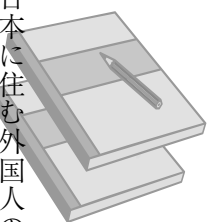
農業者、自営業者、学生、フリーランスライター等

第2号被保険者

会社員、公務員（厚生年金や共済組合に加入している人）

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者



また、日本に住む外国人のことも、必ず国民年金に加入することになります。これは、国民年金が老後の年金だけではなく、生活保障としての障害や死亡といった不慮の事故に対する保障も行っているからです。

なお、短期間滞在のため年金を受けずに帰国する場合、6か月以上の保険料納付期間があるかたには、帰国後に脱退一時金が支給されます。

就職や退職、結婚などをして加入の種類が変わったときは、その都度届出が必要です。届出が遅れると、将来の年金が減ったり受けられなくなったり、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。届出は忘れないようにしましょう。

問合せ 保険健康課

0495・77・2113
支所 地域総務課

0274・52・3271

埼玉県国民年金電話相談センター
048・525・1844